

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、被害の防止、災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策責任者は、災害応急対策に従事する者の安全確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

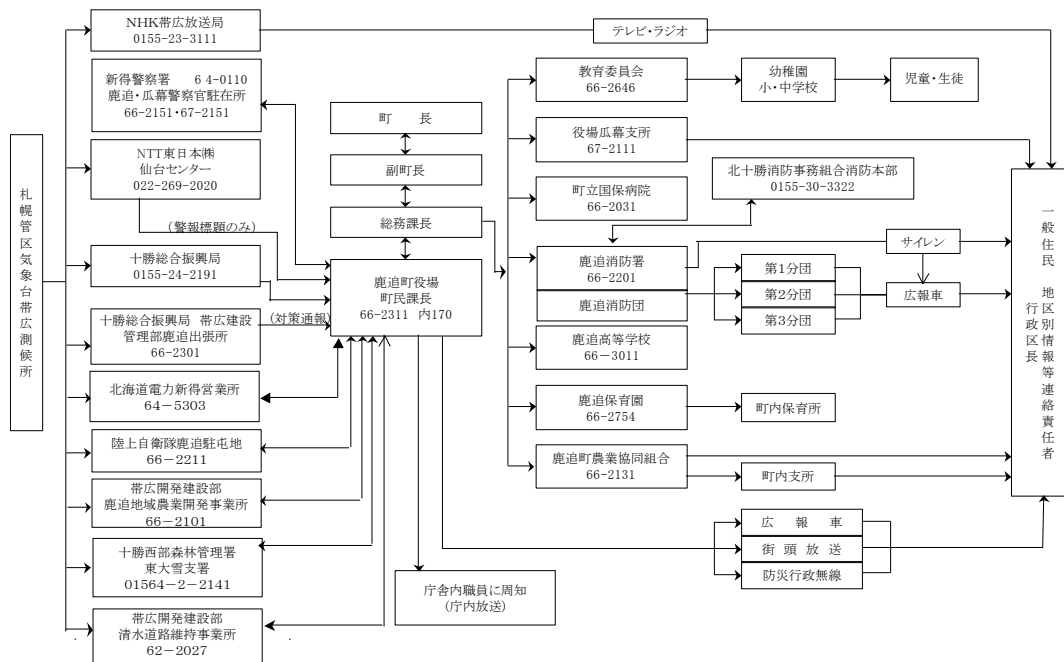
災害情報通信計画は、災害予防対策及び応急対策の実施のための情報通信体制として、通信施設の配備状況、及び気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等、災害情報又は被害状況の収集報告、指揮命令などの情報伝達システムを定めるとともに、伝達事項、内容を明記し、迅速、的確な情報通信を行うための計画である。

1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達計画

(1) 気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、「気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図(平常勤務時)」に基づき、電話、無線、その他最も有効な方法により、通報、又は伝達するものとする。

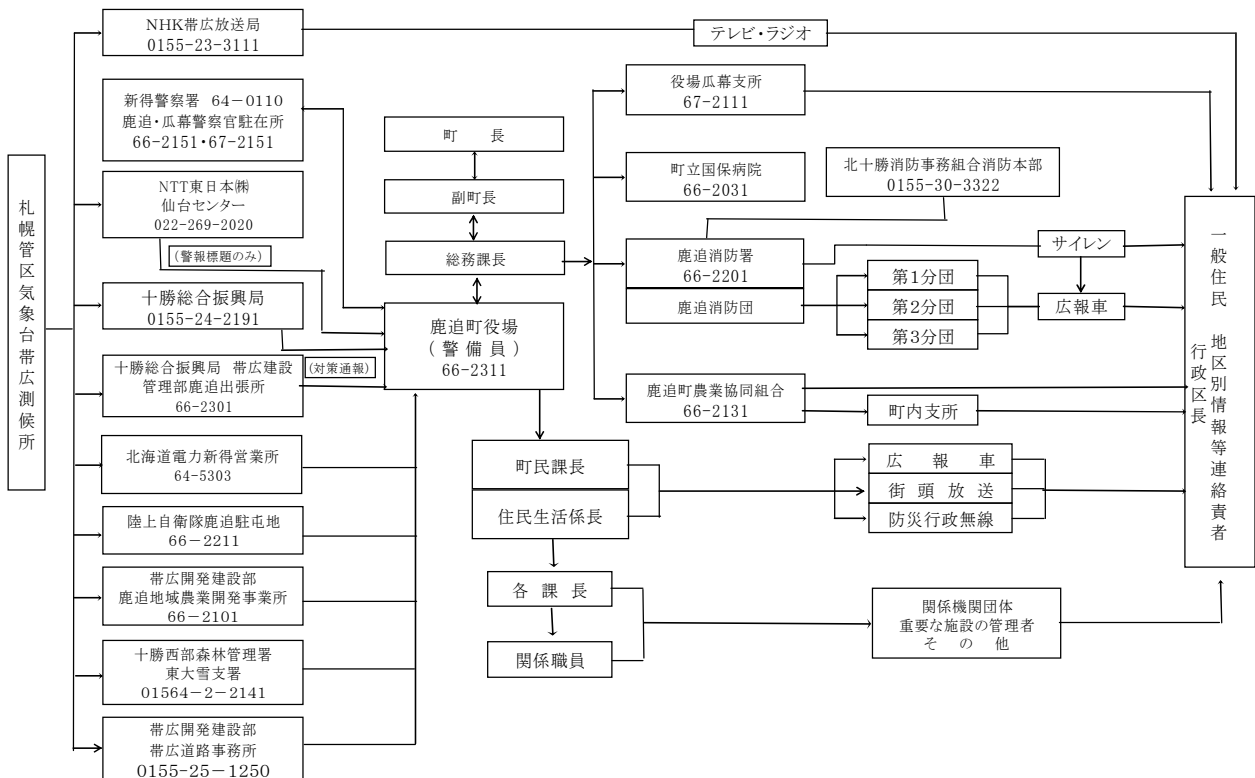
気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図 (平常勤務時)



ウ 当直員(警備員)は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を受理したときは、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等受理簿に記載するとともに、「気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図(夜間、休日時)」に基づき総務課長に報告し、その指示により関係者に通報するものとする。

気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図(夜間、休日時)

気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図(夜間、休日時)



(2) 鹿追町の注意報・警報の発表基準(海上に関する部分は省略)

ア 注意報基準(基準値はいずれも予想値)

気象官署		帯広測候所	
担当地域		十勝総合振興局	
注 意 報 名		発 表 基 準	
強風(平均風速)		陸上12m/s以上	
風雪(平均風速)		陸上10m/s以上・雪による視程障害を伴う	
大雨(雨量)	平坦地	R1=25	R1=1時間の雨量
	平坦地以外	R1=30	
	土壌雨量指数	74	※ 土壌雨量指数=降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す。
洪水(雨量)	流域雨量指数	然別川流域=17 シイシカリベツ川流域=10	※ 流域雨量指数=降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で対象となる地域時刻に存在する流域の雨水を示す。
大雪		30cm ※ 12時間降雪の深さ	
雷		落雷等による被害が予想される場合	
乾燥		最小湿度が30%・実効湿度60%	
濃霧(視程)		200m以下	
霜(最低気温)		3℃以下	
なだれ		① 24時間の降雪の深さが30cm以上 ② 積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上	
低温		4月・5月・10月：平年より5℃以上低い(最低気温) 11月～3月：平年より8℃以上低い(最低気温) 6月～9月：平年より4℃以上低い日が2日以上継続(平均気温)	
着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪(融雪量・雨量)		24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計が60mm以上	

イ 警報基準(基準値はいずれも予想値)

気象官署		帯広測候所	
担当地域		十勝総合振興局	
警 報 名		発 表 基 準	
暴風(平均風速)		陸上20m/s以上	
暴雪風(平均風速)		陸上18m/s以上・雪による視程障害を伴う	
大雨(雨量)	平坦地	R1=40	R1=1時間の雨量
	平坦地以外	R1=50	
	土壌雨量指数	136	
洪水(雨量)	流域雨量指数	然別川流域=21	シイシカリベツ川流域=13
大雪		50cm以上 ※ 12時間降雪の深さ	

(注) この基準の数値は、十勝総合振興局管内における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

- ウ 記録的短時間大雨情報90mm以上（1時間雨量）
- エ 土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報の切り替え
 気象状況等から総合的に判断して「重大な土砂災害の危険性が高まった場合」に
 発表中の警報に切り替えて、可能な範囲で警戒区域を特定して呼びかける。

例 「〇〇町では、過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっています。」

- オ 火災気象通報基準（鹿追町）

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速12m/s
 以上が予想される場合（降水、降雪の状況によっては通報を行わない場合がある。）

2 情報の伝達

災害時における情報の収集及び伝達並びに、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等
 を迅速に行うための通信施設及び系統等について定める。

(1) 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- ア それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する
 情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信
 ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワー
 クの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

- イ 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、避難行動
 要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、その他情報が入手困難な
 被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）の
 整備を図るとともに有線系や携帯電話も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様
 な手段の整備に努めるものとする。

(2) 公衆電気通信施設の利用

- ア 普通電話による連絡

- イ 災害時優先電話による連絡

災害時救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保出来るよ
 う、予め災害時優先電話に指定されている電話により、関係機関に通報する。

- ウ 電報による通信

(ア) 非常扱いの電報

天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、
 救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な内容を
 事項とする電報

(イ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする
 電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(ウ) 非常・緊急電報の利用方法

- a 115番（局番無し）をダイヤルNTTコンピュータを呼び出す。

- b NTTコンピュータがでたら

- ・ 「非常または緊急扱いの電報の申し込み」と告げる。
- ・ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- ・ 届け先、通話文頭を申し出る。

(エ) 電気事業通信法及び契約約款に定める電報内容、機関等

- a 非常扱いの電報は次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

- b 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
船舶内の傷病者の医療について指示又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は非常扱いの通話と同じ	他は非常扱いの通話と同じ

(3) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用できない状態になった場合に通知、要請、伝達、警報又は応急措置の実施に必要な通信が緊急かつ特別を要する場合には、次に掲げる通信施設を使用(利用)することができる。

ア 有線通信施設

施 設 名	設 置 場 所	使用(利用)の手続き
自衛隊電話 警察電話 警察電話	陸上自衛隊鹿追駐屯地 新得警察署鹿追警察官駐在所 新得警察署瓜幕警察官駐在所	非常の場合、口頭により即時通話可能

イ 無線通信施設

設 置 機 関	周波数 MHz	局 名	通 信 先
鹿 追 町 役 場	60.545	ホウサイ、シカオイチョウ	十勝総合振興局及び隣接町村
	68.895	ホウサイ、シカオイ	鹿追町内(放送のみ)
	466.8625	シカオイチョウ	鹿追町内(移動局17局)
鹿 追 消 防 署	148.29	シカオイ、ショウホウ	組合4町(移動局14局)
	150.73	シカオイ、ショウホウ	全国共通(移動局8局)
	151.57	シカオイ、ショウホウ	町内消防(移動局8局)
陸上自衛隊鹿追駐屯地			第5旅団
新得警察署鹿追・瓜幕警察官駐在所			釧路警察本部・各警察機関
十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	146.02	トウチョウ、シカオイ	十勝管内出張所
北海道総合行政ネットワーク	60.86	ホウサイ、シカオイチョウ	道内市町村(ネットワーク接続市町村のみ)
	61.235		

(4) 通信途絶時等における措置

ア 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(3)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通

信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 借与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出
- (イ) 無線局の免許等の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

イ 防災関係機関の対応

防災間危機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- (ア) 移動通信機器の借り受けを希望する場合
 - a 借り受け申請者の氏名又は名称及び住所
 - b 借り受け希望機種及び台数
 - c 使用場所
 - d 引渡し場所及び返納場所
 - e 借り受け希望日及び期間
- (イ) 移動電源車の借り受けを希望する場合
 - a 借り受け申請者の氏名又は名称及び住所
 - b 台数
 - c 使用目的及び必要とする理由
 - d 使用場所
 - e 借り受け機関
 - f 引渡し場所
- (ウ) 臨時災害放送局用機器の借り受けを希望する場合
 - a 借り受け申請者の氏名又は名称及び住所
 - b 希望エリア
 - c 使用目的
 - d 希望する使用開始日時
 - e 引渡場所及び返納場所
 - f 借り受け希望日及び期間
- (エ) 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - a 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - b aに係る申請内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進課（直通電話） 011-747-6451

3 災害情報等の報告、収集及び伝達

災害予防対策及び災害応急対策の必要な措置を実施するために、災害情報及び被害状況を迅速かつ的確に収集するためシステムのIT化などに努める。

また、連絡先及び被害報告並びに受領については以下のとおり定める。

(1) 異常現象発見時における措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常気象・現象（激しい降雨や降雪・異常水位・地滑り・なだれ・火災・爆発物等）を発見したものは、速やかに状

況を鹿追町役場又は鹿追消防署若しくは警察署(鹿追駐在所及び瓜幕駐在所を含む。)に通報するものとする。

イ 警察官等の通報

発見者から通報を受けた場合あるいは異常現象を発見した警察官又は消防署員は、直ちに情報を確認し、鹿追町役場に通報するものとする。

ウ 鹿追町からの各関係機関への通報

町長(町民課長)は、住民、警察官又は消防署員から異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、応急措置を講ずるとともに、必要に応じ次の機関に通報するものとする。(災害対策基本法第54条第4項)

また、消防庁の「速報基準」に該当する火災・災害等のうち「直接速報基準」に該当するものについては、その第1報を消防庁にも直接報告するものとし、消防庁長官から要請があった場合、第1速報後の報告についても消防庁へ報告する。

機 関 名	電 話
十 勝 総 合 振 興 局	0155-24-2191
帯 広 測 候 所	0155-24-4555
帯広開発建設部鹿追地域農業開発事業所	0156-66-2101
十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	0156-66-2301
北海道森林管理局帯広事務所十勝西部森林管理署東大雪支署	01564-2-2141
十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所	0156-64-5104
北 海 道 電 力(株)新 得 営 業 所	0156-64-5303
陸 上 自 衛 隊 鹿 追 駐 屯 地	0156-66-2211
帯広開発建設部帯広道路事務所	0155-25-1250
新得警察署鹿追警察官駐在所	0156-66-2151
新得警察署瓜幕警察官駐在所	0156-67-2151
鹿 追 消 防 署	0156-66-2201
新 得 町	0156-64-5111
清 水 町	0156-62-2111
士 幌 町	01564-5-2211
音 更 町	0155-42-2111
芽 室 町	0155-62-2611

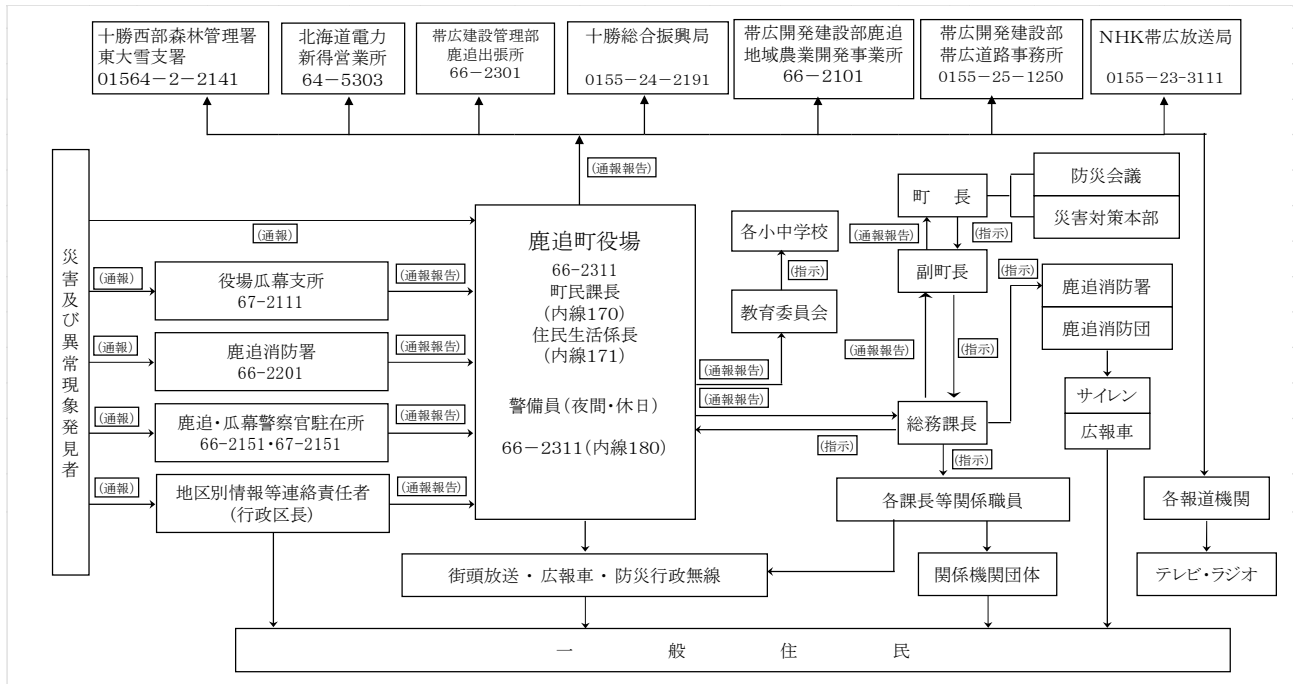
エ 警備員の災害情報等の取り扱い

夜間及び休日時に発見者から通報を受理した場合には、速やかに町民課長(住民生活係長)に報告し、その指示に従って事務処理を行う。

オ 住民に対する周知方法

住民に対する災害情報等の周知は、「災害情報等連絡系統図」により行うものとする。

災害情報等連絡系統図



(2) 地区別情報等連絡責任者

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、各行政区の区長を地区別情報等連絡責任者とする。

また、地区別情報等連絡責任者の任務は次のとおりとする。

- ア 地区内住民等からの通報を受けたときは、町長に情報を通報すること。
- イ 町長の行う災害情報の収集及び伝達について周知、調査すること。
- ウ 町長の行う応急対策について協力すること。
- エ 町長の行う被害状況調査その他について協力すること。

(3) 被害状況等の報告

町長は、災害情報又は被害状況について「災害情報等報告取扱要領」の定めるところにより取扱をする。

ア 災害状況等の調査

災害情報連絡責任者等の通報に基づく被害状況の把握及び応急対策実施状況の調査収集については、各対策部が行い、集計は総務対策部・情報連絡班が担当し、常に災害状況を把握しておくものとする。

イ 被害報告

町長は上記の情報を、別表1「災害情報」に基づき、十勝総合振興局に報告するとともに、関係機関に連絡する。

ウ 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

(ア) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- a 人的被害、住家被害が発生したもの。
 - b 災害救助法の適用基準に該当する程度のももの。
 - c 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
 - d 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町の災害が軽微であっても十勝総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認められるもの。
 - e 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
 - f 災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるもの。
 - g その他特に指示があった災害。
- (イ) 報告の種類及び内容
- a 災害情報
 - 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は「別表1」の様式により速やかに電話等により報告するものとする。
 - この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。
 - b 被害状況報告
 - 被害状況報告は次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。
 - (a) 速報
 - 被害発生後直ちに「別表2」の様式により件数のみ電話及びFAXにより報告するものとする。
 - (b) 中間報告
 - 被害状況が判明次第、「別表2」の様式により電話及びFAXにより報告するものとする。
 - なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告するものとする。
 - ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によるものとする。
 - (c) 最終報告
 - 応急措置が完了した後、15日以内に「別表2」の様式により報告するものとする。
 - c その他の報告
 - 災害の報告はa及びbによるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。
- (ウ) 報告の方法
- a 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又はFAX等により迅速に行うものとする。
 - b 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
- (エ) 被害状況判断基準
- 被害状況の判断基準は「別表3」のとおりとする。
- (オ) 被害状況報告に当たっての留意事項
- 町は被害状況報告に当たっては、庁内の関係各課及び関係機関と被害内容について充分調整を図ることとする。